

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(五二・総務課)	1
秋田県財務規則の一部を改正する規則(五三・財政課)	2
訓令	
秋田県公印取扱規程等の一部を改正する訓令(一四・総務課)	3
人事委員会規則	
人事委員会規則二(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	3
人事委員会規則四(職員の使用)の一部を改正する規則	3
人事委員会規則七(管理職手当)の一部を改正する規則	4
人事委員会規則一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	4

## 規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年八月三十一日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第五十二号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「室を」を「室及びセンターを」に改め、同項の表総務部の項中「総務課」を「総務課一」に改める。

第四条の二中「及び」を「並びに」に、「室」を「室及びセンター」に、「又は室」を「室又はセンター」に改める。

第五条総務課の項中第二十八号を第三十号とし、第二十三号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 給与の支出に関すること。

二十四 支出命令(前号に掲げる事務に係るものに限る。)の審査に関すること。

第五条に次の一項を加える。

2 総務課総務事務センターは、総務課の所掌事務のうち第二十三号及び第二十四号に掲げる事務を分掌する。

第十三条会計課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百四十五条第二項の表中第五十一号を第五十二号とし、第七号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第六号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号の次に次の一号を加える。

六	総務事務センター	総務課総務事務センター	上司の命を受けて、総務課総務事務センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
長			

第二百四十五条第二項の表の備考一中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同表の備考五中「室」の下に「及びセンター」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表第五項中「第四十八号」を「第四十九号」に、「第四十九号から第五十一号まで」を「第五十号から第五十二号まで」に改める。

第二条 秋田県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第五条第一項総務課の項中第三十号を第三十一号とし、第二十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 集中処理に係る旅費の支出に関すること。

第五条第二項中「及び第二十四号」を「から第二十五号まで」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年九月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月四日から施行する。

2 秋田県公報発行規則の一部改正(秋田県公報発行規則の一部改正)  
秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように

改正する。

第七条第一号中「室」の下に「及びセンター」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十三号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「(室)」の下に「、総務課総務事務センター」を加え、同項第一号の表(六)の項中「行うもの」の下に「(給与及び共済費の集中処理に係るものを除く。)」を加え、同項第五号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、同項に次の一号を加える。

九 総務課総務事務センター長専決事項

(一) 集中処理に係る給与及び共済費(教育委員会及び警察本部に係る給与及び共済費を除く。)の支出命令に関すること。

第六条第六項中「とする。」を削り、「ただし」の下に「、総務課総務事務センターにあつては当該事務を担当する班長(当該事務を担当する班長が不在のときは、上席主幹等で当該事務を担当する班に属する者のうち、総務課総務事務センター長が指定するもの)が」を加え、「、次長」を「次長」に改める。

第十一条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第十二条の二第一項の規定により専決することができる副出納員が不在の場合において、その専決事項について知事が指定する者が代決することができる。

第十一条第四項の次に次の一項を加える。

5 総務課総務事務センター長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する総務課総務事務センター上席主幹(総務課総務事務センター上席主幹を置かないときは、総務課総務事務センター主幹)の職にある副出納員(当該副出納員を置かないとき又は当該副出納員が不在のときは、当該事務を担当する総務課総務事務センター副主幹の職にある副出納員)が代決することができる。

第十二条の表総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課総務事務センター長	給与(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の規定に基づいて支給する報酬、退職手当及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定に基づいて支給する手当を除く。)(及び共済費(職員共済費に限る。))に関する出納長の事務(支払を除く。)
総務部	総務課長	当該課に属する県税の収納事務

第十二条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条の規定により総務課総務事務センター長の職にある出納員に委任された事務のうち第十条第二項第一号に掲げる事務は、当該事務を担当する班長である副出納員が専決する。

第十三条第一号の表総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課総務事務センター上席主幹、総務課総務事務センター主幹及び総務課総務事務センター副主幹	総務課総務事務センター長の職にある出納員の事務を補助執行する。
総務部	副主幹	総務課上席主幹、総務課主幹及び税務課副主幹
総務部	税務課上席主幹、税務課主幹及び税務課副主幹	税務課長の職にある出納員の事務を補助執行する。

第十三条第二号の表総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課総務事務センターに属するセンター長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
総務部	税務課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	

第八十五条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)」を削る。  
 第九十三条第四号中「(昭和四十六年法律第七十三号)」を削る。  
 第一百七十七条第三号中「出納局会計課長」を「総務課総務事務センター長」に改める。

別表第一中  
 総務事務ITシステム推進チ  
 ームリーダー  
 を  
 総務事務センター長  
 総務事務ITシステム推進  
 ームリーダー

チ  
 に改める。

附 則  
 この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十四号

庁 中 一 般  
 各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公印取扱規程等の一部を改正する訓令

(秋田県公印取扱規程の一部改正)

第一条 秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び」の下に「センター並びに」を加える。

別表第二本庁の課長等印の項中「榎畑」の次に「、(は)く(ま)ー(畑)」を加え、同表の備考二中「及び室」を「、室及びセンター」に改める。

(秋田県行政文書管理規程の一部改正)

第二条 秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第二号)の一部を次のように

改正する。

第三十五条の二第三項中「及び」の下に「センター並びに」を加える。

別表第一部長(局長)の項、課長(室長)(チームリーダー)の項及び地域振興局の部長等の項中「榎畑」の次に「、(は)く(ま)ー(畑)」を加え、同表中「(榎畑)」を「(榎畑)」に改め、同表の備考一中「(は)く(ま)ー(畑)」を「(は)く(ま)ー(畑)」に改め、「榎畑」の次に「、(は)く(ま)ー(畑)」を加える。

(秋田県事務決裁規程の一部改正)

第三条 秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「室」の下に「同条に規定するセンター及び」を加える。

第三条第三項中「室長」の下に「センター長及び」を加える。

(秋田県庁用自動車管理規程の一部改正)

第四条 秋田県庁用自動車管理規程(平成九年秋田県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び室」を「、室及びセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年九月一日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則二(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

規則二(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「基き」を「基づき」に、「事務局と」を「事務局」とに改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則四 五(職員の任用)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則四 五(職員の使用)の一部を改正する規則

規則四 五(職員の使用)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「児童生活支援員」の下に、「精神保健福祉士」を加え、同表第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項中

課長  
室長  
チームリー  
ダー  
考查員  
政策監  
防災監  
試験研究対  
策監  
技術管理監

を

課長  
室長  
総務事務セ  
ンター長  
チームリー  
ダー  
考查員  
政策監  
防災監  
試験研究対  
策監  
技術管理監

に改める。

附 則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷  
人事委員会規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則  
規則一 〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。  
別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「課長 室長」を「課長 室長 総務事務センター長」に改め、同表出納局の項中「課長」を「課長 技術管理監」に改める。  
附 則  
この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766000  
FAX 082-8766005  
E-mail: matsubara@matsubarainstsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社